

埼玉県歯科医師国保・市町村国保・協会けんぽの比較

A 歯科医師はどの健康保険に入ると良いでしょう？

埼玉県さいたま市で歯科医院を開業する予定のAさんは、どの健康保険に加入するか迷っています。

Aさんの家族構成は、Aさん本人は45歳で想定年収1,000万円、妻のB子さん42歳で専従者給与360万円、子のCちゃん7歳の3人家族です。

以下の3つの保険者で比較してみましょう。

1. 埼玉県歯科医師国保組合

歯科医師国保は、歯科医業又は歯科業務に従事している者で、埼玉県歯科医師会の会員である歯科医師を第1種組合員、その組合員が開設又は管理する埼玉県内の歯科医院に勤務する従業員を第2種組合員、その組合員と世帯が同一の家族で他の医療保険に加入していない者を家族としています。

保険料は、医療分・支援金分・介護分を賦課しており、第1種組合員（事業主）においては、加入者に応じてかかる「平等割」と前年の1月から12月までの診療報酬額に算定率8/1000を乗じて得た「収入割」を合算したものが、医療分となります。その他の保険料は、加入者に応じてかかる「平等割」となります。

- (1) Aさん（本人） 第1種組合員（事業主：歯科医師）
- (2) B子さん（妻） 第1種家族（専従者）
- (3) Cちゃん（子） 第1種家族

2. さいたま市の国民健康保険（市町村国保）

さいたま市の国保税は、医療分・支援金分・介護分の区分ごとについてもとめた前年の1月から12月までの所得に応じてかかる「所得割額」と加入者数に応じてかかる「均等割額」の合算額が、1年分の保険税額となります。年税額は課税限度額を超えることはありません。具体的な計算式や税率は市区町村の公式サイトで確認できます。

3. 協会けんぽ埼玉支部

協会けんぽの保険料は、被保険者の標準報酬月額や標準賞与額に保険料率をかけた金額となっています。保険料率は都道府県ごとに異なり、さらに年度ごとに変わるので、その年の割合は協会けんぽの公式サイトで確認できます。

ただ、事業主と従業員が協会けんぽに加入する場合は、法人事業所に変更した場合や従業員のみ協会けんぽに加入する常勤の従業員が5人以上になった場合です。

保険料のみの比較

【前提条件】

- (1) Aさん(本人) 45 歳 総所得 1,000 万円(診療報酬年額 5,000 万円)
(2) B子さん(妻) 42 歳 専従者給与収入 360 万円(給与所得 244 万円)
(3) Cちゃん(子) 7 歳

1. 埼玉県歯科医師国保組合

- (1) Aさん(医療分) 平等割 96,000 円+収入割 320,000 円+
支援金分 64,800 円+介護分(40~64 歳) 69,600 円=550,400 円
(2) B子さん(医療分) 平等割 96,000 円+支援金分 64,800 円+
介護分(40~64 歳) 69,600 円=230,400 円
(3) Cちゃん(医療分) 平等割 96,000 円+支援金分 64,800 円=160,800 円
年額合計 941,600 円

2. さいたま市の国民健康保険(市町村国保)

計算手順

- (1) 課税標準所得額の算出(基礎控除額 43 万円を差し引きます)

Aさん 総所得 1,000 万円 - 43 万円 = 957 万円

B子さん 給与所得 244 万円 - 43 万円 = 201 万円

世帯合計 957 万円 + 201 万円 = 1,158 万円

- (2) 各区分の計算

所得割額: 課税標準所得額 × 所得割税率

均等割額: 加入者数 × 均等割額

【医療分】

所得割額 1,158 万円 × 7.13% = 825,654 円

均等割額 3 人 × 38,300 円 = 114,900 円

所得割額 825,634 円 + 均等割額 114,900 円 = 940,554 円

※ 医療分賦課限度額があるため 660,000 円

【後期高齢者支援金分】

所得割額 1,158 万円 × 2.60% = 301,080 円

均等割額 3 人 × 13,500 円 = 40,500 円

所得割額 301,080 円 + 均等割額 40,500 円 = 341,580 円

※ 支援金分賦課限度額があるため 260,000 円

【介護分】

AさんとB子さんの年齢が 40 歳以上 64 歳のため対象となります。

所得割額 1,158 万円 × 2.24% = 259,392 円

均等割額 2 人 × 14,600 円 = 29,200 円

所得割額 259,392 円 + 均等割額 29,200 円 = 288,592 円

※ 介護分賦課限度額があるため 170,000 円

年額合計 1,090,000 円

3. 協会けんぽ埼玉支部

(1) 保険料率（埼玉県）

健康保険料率 9.76%、介護保険料率 1.59%

保険料は、毎年更新される保険料額表により算出され、報酬月額は区切りの良い保険料月額に区分したものです。例えばAさんの年収 1,000 万円（月収 83 万 4 千円）B子さん年収 360 万円（月収 30 万円）をAさんの月収 81 万円～85 万 5 千円の場合、標準報酬月額は 83 万円となり、B子さんの月収 29 万円～31 万円の場合、標準報酬月額は 30 万円となります。

(2) 計算手順

【Aさんの保険料】

標準報酬月額 83 万円

月額保険料 $83 \text{ 万円} \times (9.76\% + 1.59\%) = 94,205 \text{ 円}$

年額保険料 $94,205 \text{ 円} \times 12 \text{ か月} \div 2 = 565,230 \text{ 円}$ （自己負担分）

自己負担分 $565,230 \text{ 円} + \text{AさんとB子さん事業主負担分 } 769,530 \text{ 円} =$
1,334,760 円

【B子さんの保険料】

標準報酬月額 30 万円

月額保険料 $30 \text{ 万円} \times (9.76\% + 1.59\%) = 34,050 \text{ 円}$

年額保険料 $34,050 \text{ 円} \times 12 \text{ か月} \div 2 = \underline{204,300 \text{ 円}}$ （自己負担分）

【Cちゃんの保険料】

扶養家族で収入がありませんので保険料は、0 円

年額合計 1,539,060 円

4. まとめ（保険料のみの比較）

	埼玉県歯科医師国保	さいたま市の国保	協会けんぽ埼玉支部
年額保険料	941,600 円	※1 1,090,000 円	※2 1,539,060 円

※1 賦課限度額の合計

※2 事業主のため、事業主半額負担分を含む。

以上から、保険料のみの比較では、3 人家族の場合、埼玉県歯科医師国保組合の負担が一番少なく、協会けんぽは事業主半額負担分を事業主が払うことを考えるならば、さいたま市の国民健康保険の保険料の方が、負担は少ないという結果になりました。

Aさん家族と従業員が以下の条件で加入した場合の比較

【前提条件】

- (1) Aさん（本人） 45 歳 年収 1,000 万円（標準報酬月額 83 万円、診療報酬
年額 5,000 万円）
- (2) B子さん（妻） 42 歳 専従者給与収入 360 万円（標準報酬月額 30 万円）
- (3) Cちゃん（子） 7 歳
- (4) 国民年金保険料月額 17,510 円（2025 年度）
- (5) 健康保険料率：9.76%（埼玉県、2025 年 4 月時点）
- (6) 厚生年金保険料率：18.3%（全国一律）
- (7) 歯科医師国民年金基金掛金：月額 68,000 円（仮定）

【Aさんの家族の社会保障費負担の比較】

1. プランA（個人事業所）

- (1) Aさんの家族は、歯科医師国保に加入。
- (2) AさんとB子さんは、国民年金、歯科医師国民年金基金に加入。
- (3) 従業員は、常勤 4 人（給与合計 120 万円）で歯科医師国保と国民年金に加入。

2. プランB（法人事業所）

- (1) Aさんの家族は、協会けんぽと厚生年金に加入。
- (2) 従業員の常勤 5 人（給与合計 150 万円）は、協会けんぽと厚生年金に加入。
- (3) 事業主は、従業員 5 人の健康保険と厚生年金の保険料を半額負担。

3. プランC（個人事業所で厚生年金を任意で加入）

- (1) Aさんの家族は、歯科医師国保に加入。
- (2) AさんとB子さんは、国民年金、歯科医師国民年金基金に加入。
- (3) 従業員は、常勤 4 人（給与合計 120 万円）で厚生年金に加入。
- (4) 事業主は、従業員 4 人の厚生年金の保険料を半額負担。

4. プランD（法人事業所で厚生年金に加入し、適用除外で歯科医師国保に残る）

- (1) Aさんの家族、従業員の常勤 5 人（給与合計 150 万円）は、適用除外により歯科医師国保に残る。
- (2) AさんとB子さん、従業員の常勤 5 人（給与合計 150 万円）は、厚生年金に加入。
- (3) 事業主は、従業員 5 人の厚生年金の保険料を半額負担。

プ ラ ン	Aさん	B子さん	Cちゃん	合 計
プランA（個人事業所）	1,576,520 円	1,256,520 円	160,800 円	2,993,840 円
プランB（法人事業所）	1,278,930 円 (1,812,630 円)	533,700 円	0 円	3,625,260 円
プランC（個人事業所で 厚生年金を任意で加入）	1,576,520 円	1,256,520 円	160,800 円	2,993,840 円
プランD（法人事業所で厚 生年金に加入し、適用除外 で歯科医師国保に残る）	1,264,100 円 (1,043,100 円)	559,800 円	160,800 円	3,027,800 円

（ ）は、事業主半額負担を事業主である A さんが負担する額、合計は事業主負担分も含む。

プランCは、従業員が任意に厚生年金に加入することを想定しているので、Aさんの家族負担はプランAと同じ。

1. プランA 歯科医師国保＋国民年金＋国民年金基金
2. プランB 健康保険＋厚生年金
3. プランC 歯科医師国保＋国民年金＋国民年金基金
4. プランD 歯科医師国保＋厚生年金

(内 訳)

プ ラ ン		プランA	プランB	プランC	プランD
A さ ん	歯科医師国保	550,400 円		550,400 円	550,400 円
	健康保険	—	565,230 円 (769,530 円)	—	—
	国民年金	210,120 円	—	210,120 円	—
	厚生年金		713,700 円 (1,043,100 円)	—	713,700 円 (1,043,100 円)
	国民年金基金	816,000 円		816,000 円	
小 計		1,576,520 円	1,278,930 円 (1,812,630 円)	1,576,520 円	1,264,100 円 (1,043,100 円)
B 子 さ ん	歯科医師国保	230,400 円	—	230,400 円	230,400 円
	健康保険	—	204,300 円	—	—
	国民年金	210,120 円	—	210,120 円	—
	厚生年金	—	329,400 円	—	329,400 円
	国民年金基金	816,000 円	—	816,000 円	—
小 計		1,256,520 円	533,700 円	1,256,520 円	559,800 円
C ち ゃ ん	歯科医師国保	160,800 円	—	160,800 円	160,800 円
	健康保険	—	0 円	—	0 円
小 計		160,800 円	0 円	160,800 円	160,800 円
合 計		2,993,840 円	3,625,260 円	2,993,840 円	3,027,800 円

() は、事業主半額負担を事業主である A さんが負担する額、合計は事業主負担分も含む。

Cちゃんの健康保険料は、収入がない被扶養者のため、国民、厚生年金は、20 歳からの加入のため、保険料はかからない。

【Aさんの家族と従業員を含めた社会保障費負担の比較】

プ ラ ン	Aさん家族	従業員の事業主 の半額負担分	合 計
プランA（個人事業所）	2,993,840 円	0 円	2,993,840 円
プランB（法人事業所）	1,812,630 円 (1,812,630 円)	2,525,400 円	6,150,660 円
プランC（個人事業所で 厚生年金を任意で加入）	2,993,840 円	1,317,600 円	4,311,440 円
プランD（法人事業所で厚 生年金に加入し、適用除外 で歯科医師国保に残る）	1,984,700 円 (1,043,100 円)	1,647,000 円	4,674,800 円

（ ）は、事業主半額負担を事業主である A さんが負担する額、合計は事業主負担分も含む。

1. プランA 歯科医師国保＋国民年金、従業員は、常勤 4 人（給与 1 人 30 万円）
2. プランB 健康保険＋厚生年金、従業員は、常勤 5 人（給与 1 人 30 万円）
3. プランC 歯科医師国保＋厚生年金、従業員は、常勤 4 人（給与 1 人 30 万円）
4. プランD 歯科医師国保＋厚生年金、従業員の常勤 5 人（給与 1 人 30 万円）

【Aさん家族と従業員の事業主の半額負担の内訳】

プ ラ ン	プランA	プランB	プランC	プランD
Aさん家族	0 円	1,812,630 円	0 円	1,043,100 円
従 業 員 の 健 康 保 険	0 円	878,400 円	0 円	0 円
従 業 員 の 厚 生 年 金	0 円	1,647,000 円	1,317,600 円	1,647,000 円
合 計	0 円	4,338,030 円	1,317,600 円	2,690,100 円

【ポイント】

(1) プランAは、事業主折半がなし。

(2) プランBは、事業主折半が義務化されているので、事業主の負担が大きい。

Aさん、B子さんと従業員の健康保険＋厚生年金を事業主の半額負担が発生する。

(3) プランCは、従業員の厚生年金の事業主折半あり。

任意加入による厚生年金の利点を一部享受しながら健康保険は、歯科医師国保に加入し続けられるので、事業主の半額負担も抑えられている。

(4) プランDは、全員厚生年金に加入する中間バランス型。適用除外により歯科医師国保に残り、健康保険の事業主折半がない。プランBよりも大幅に負担を抑えられる。

【例】

Aさんの家族が、35歳から35年間積み立てて、70歳で引退するまでの退職金と夫婦の年金額（初年度）を含めた場合の比較

1. プランA 国民年金＋国民年金基金＋小規模企業共済は、月額7万円(最大)
2. プランB 厚生年金＋退職金積立
3. プランC 国民年金＋国民年金基金＋小規模企業共済は、月額7万円(最大)
4. プランD 厚生年金＋退職金積立

【Aさん家族の退職金＋年金額比較（70歳引退時、初年度合計）】

プラン	プランA	プランB	プランC	プランD
Aさん退職金	約3,528万円	約3,087万円	約3,528万円	約3,087万円
Aさん年金	約160万円	約150万円	約160万円	約150万円
B子さん年金	約160万円	約110万円	約160万円	約110万円
合計	約3,848万円	約3,347万円	約3,848万円	約3,347万円

プランCは、従業員が任意に厚生年金に加入することを想定しているので、Aさんの家族負担はプランAと同じ。

【ポイント】

- (1) プランA・Cは、年金基金を含めた額でもプランの中で最も高く、老後資金に最も余裕が出る。
- (2) 退職金額は、共済型（プランA・C）が高く、法人型（プランB・D）よりも約441万円多い。（利回りなどの差異による）
- (3) 年金額は、基金に加入するプランA・Cが手厚く、約160万円を想定。

4つのプランを比較すると歯科医師国保に加入するメリットは大きいようですが、早いうちに加入を勧める理由をまとめます。

【歯科医師国保のメリットと早期加入を勧める理由】

1. 保険料の上限があり、高所得者ほど有利

- (1) 歯科医師国保は、保険料が所得比例ではなく上限に達した以降は定額（例：Aさんの保険料は、年55万円程度）。
- (2) 年収が高い歯科医師ほど保険料負担が抑えられ、節税効果も大きい。
- (3) 年収が上がるほど協会けんぽとの差は拡大する。

2. 被扶養者制度がなく、子どもや配偶者も加入が必要

- (1) 一見デメリットに見えますが、被扶養者一律の保険料なので、扶養人数が少ないうちは総額が安く抑えられる傾向にある。
- (2) 家族の保険料を医療費控除や社会保険料控除の対象にでき、節税効果もある。

3. 将来の医療費や制度変更の影響が少ない

- (1) 歯科医師国保は、歯科医師国保組合による自主運営で、一般の市町村国保や協会けんぽと比較して制度の変更や負担増のリスクが比較的小さい。
- (2) 制度が安定しており、将来設計が立てやすい。

4. 任意適用や適用除外を活用すれば法人化後も歯科医師国保に継続可能

- (1) 法人化しても適用除外申請をすれば歯科医師国保に残れるため、制度設計の柔軟性が高い。
- (2) 退職金・厚生年金と併用することで、保険料を抑えつつ保障を手厚くすることも可能。

5. 加入には所属歯科医師会⇒県歯科医師会を通した手続きが必要

- (1) 開業したら、県歯科医師会に加入することでスムーズに歯科医師国保に加入できる。
- (2) 法人化してからでは、歯科医師国保に加入できない。個人で県歯科医師会に加入してから、法人化にすることで健康保険の適用除外により歯科医師国保に残ることができる。歯科医師国保に加入してから、法人化をすることで、スムーズな手続きができる。

【結論】

歯科医師国保は、高所得者向けの非常に優れた制度であり、特に開業医にとっては、経済的負担を軽減しつつ、公的保障を確保する最適な選択肢です。

早期に加入し、制度の恩恵を最大限に活かすことが将来の資産形成・安心な引退設計に直結します。

保険サービスの項目も市町村国保と比較して、非常に充実しており協会けんぽと比較しても、実際には遜色ありません。

開業をお考えの歯科医師は、ぜひ早期に歯科医師国保への加入を検討してみてもいいかもしれません。